

答 申 書

第 1 松山市文書法制審議会の結論

松山市長が、令和 5 年 1 0 月 6 日に 5 松（市場）第 3 2 4 号でした行政情報を非公開とする決定は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経緯

1 本件公開請求

審査請求人は、令和 5 年 9 月 2 5 日、松山市長（以下「処分庁」という。）に対し、松山市情報公開条例（平成 1 2 年松山市条例第 6 1 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、行政情報の公開を請求した（乙第 1 号証）。

2 本件処分

処分庁は、令和 5 年 1 0 月 6 日、審査請求人に対し、条例第 1 1 条第 2 項の規定に基づき、本件公開請求に係る行政情報の全部を非公開とする決定をした（乙第 2 号証）。

3 本件審査請求

審査請求人は、令和 5 年 1 1 月 2 5 日、審査庁である松山市長に対し、行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 8 6 号）第 2 条に基づき、本件処分を不服として審査請求をした。

4 松山市文書法制審議会への諮問

審査庁は、令和 6 年 2 月 1 4 日、本件審査請求を条例第 2 0 条第 1 項の規定に基づき当文書法制審議会に諮問し、当審議会の情報公開分科会は松山市文書法制審議会条例（平成 2 8 年松山市条例第 7 号）第 6 条第 1 項第 1 号の規定により本件審査請求を調査審議することとした。

第 3 本件公開請求に係る行政情報の特定

審査請求人が本件公開請求で処分庁に公開請求を求めた行政情報は、市場施設内の 1 0 区画の貸出しに関する「市場施設使用指定（許可）申請書」及び「市場施設使用指定（許可）書」（以下これらを「本件行政

情報」という。)のコピーである(乙第1号証)。

第4 本件処分の内容

処分庁は、本件処分当時、本件行政情報を作成したことがなくこれを保有していなかったことから本件行政情報を不存在とし、前記第2の2のとおり非公開とする決定をした。

第5 本件処分の理由

処分庁は、使用場所等に関して協議中であり本件行政情報を作成していないため(現に保有していないから)不存在とした。

第6 審査請求人の主張の要旨

審査請求書によれば、審査請求人の主張は次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

非公開決定の取消し及び非公開となった行政情報の公開を求める。

(2) 審査請求の理由

ア 市は、令和5年8月14日前後に共有通路に白色ラインを引き、同年8月31日に開催された第115回売買環境委員会で、「仲卸業者等から要望が出たので使用を許可する」、「市場施設の条件は、条例に基づき市長が指定することになっている」と説明している以上、市はこの頃までには、松山市公設水産地方卸売市場業務条例(平成23年松山市条例第17号。以下「市場条例」という。)第63条第2項に基づく市場施設の使用指定申請書を受けて許可をしていたはずであり、このことが本件行政情報が存在する根拠である。そうでなければ、市は市場関係者から市場条例に基づかない要望を受け申請書がないまま許可したことになり、市場条例に反する明らかな違法行為となる。

イ 令和5年10月下旬に入手した市が関係業者に配布した資料によると、市は、7月中旬までに使用指定申請書を受け付け、7月下旬には使用指定を行い、8月中旬にラインを引くのと同時期に、施設の使用を開始し、それに伴い使用料が発生するという予定を業者

に説明し、そのスケジュールに基づき、ラインは引かれ、その後から特定業者が荷物を置き始めている。

ウ 市の主張のとおり協議中で使用指定を行っていないのであれば、白線ライン内の使用は制限するべきであり、白色ラインを引き、その後業界に対して「仲卸業者から要望が出たので使用を許可する」と宣言しておきながら使用指定を行わず、仲卸業者等が不正に荷物を置いていたことを約2箇月間放置し、使用料も徴収していないことになり、市場条例に反する違法行為となる。

第7 処分庁の主張の要旨

弁明書によれば、処分庁の主張は次のとおりである。

(1) 弁明の趣旨

本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。

(2) 弁明の理由

ア 処分庁は、市場条例第63条第1項に基づき、卸売業者や仲卸業者らの市場関係者に対して令和6年1月1日を使用開始日として市場施設の一部区画の使用指定をすることを予定し、令和5年8月頃から関係者と協議を続けており、本件処分をした同年10月6日は依然として協議を続行させていた。その後、同年11月17日に「買荷保管積込所について」と題した書面を配付し、市場施設使用指定（許可）申請書の受付を開始する旨を説明している（乙第3号証）。

イ また、処分庁は本件処分時には未だ市場施設の使用指定をしていないから、当然に本件行政情報のうち市場施設使用指定（許可）書は作成すらしておらず、保有していたはずがない。

ウ 以上のとおり、処分庁は、事実として本件処分時に本件行政情報を作成しておらずこれを保有していないから、公開することができない。

エ よって、本件処分は条例に基づき適正に行われ、何ら違法又は不当な点はない。

第8 審議の経過

当審議会の処理経過は、次の表のとおりである。

年 月 日	経 過
令和6年2月14日	諮問書の受理
令和6年3月19日	第1回審議
令和6年4月15日	第2回審議

第9 当審議会の判断

1 条例の基本的な考え方

条例は、市政に対する市民の知る権利を尊重し、行政情報の公開を請求する権利を明らかにすることにより、市政の活動について市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市民が的確な理解と適切な判断をすることができるよう市の保有する情報の一層の公開を図り、もって住民自治の理念にのっとり市政の実現に寄与することを目的としている（第1条）。

また、処分庁は、公開請求があったときは、公開請求に係る行政情報に非公開情報が記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該行政情報を公開しなければならないこととしている（第7条）。

2 本件処分の内容

本件処分は、処分庁が、本件行政情報を保有していないことを理由に全部を非公開とする決定をしたものである。

3 本件審査請求の争点

前記第6の審査請求人の主張及び第7の処分庁の主張によれば、本件審査請求の争点は、次のとおりである。

処分庁が市場施設の使用指定（許可）申請書及び市場施設の使用指定（許可）書を保有していないとして非公開とした決定は妥当か。

4 争点についての判断

審査請求人は、本件処分をした令和5年10月6日の時点で処分庁が本件行政情報を保有していたはずと主張するので、この点について判断する。

ア 当審議会は、令和6年3月19日、処分庁が本件行政情報を保有

しているかどうかを確認するため、処分庁に対して次のイ、ウの調査及び聞き取りをした。

イ 調査は、処分庁により本件公開請求に係る書類をつづり合わせた簿冊が特定・抽出されていたため、当該簿冊を処分庁の担当者に会議開催場所に持参させて当審議会の情報公開分科会委員3名がその簿冊の全ての書類を検分した。

ウ 当分科会委員3名が検分した結果、処分庁は本件行政情報を保有していたが、その申請受付日は全て令和5年12月のものであり、同月中に市場施設の使用指定をしていることが確認できた。

エ 上記調査の結果からすると、処分庁は、様々な事情により前記第6(2)アの売買環境委員会でした説明とは時期が変更になったものの、市場施設の使用指定をして本件行政情報を保有するに至ったのは令和5年12月以降であり、また一方で、本件処分をしたのはその2箇月程度前の同年10月6日であるから、処分庁は本件処分当時に本件行政情報を保有していなかったことが容易に認められる。

5 結論

以上のことから、処分庁が本件処分当時に本件行政情報を保有しておらず不存在として非公開とした決定は、妥当である。

よって、第1 松山市文書法制審議会の結論のとおり答申する。

令和6年4月15日

松山市文書法制審議会情報公開分科会

委員 光 信 一 宏

同 甲 斐 朋 香

同 高 橋 直 子